

3 安心・安全な暮らしづくり

(4) 持続可能なまちづくりの実現に向けた良好な居住環境整備等の推進

国への提案事項

本県では、地域の特性や規模に応じた「コンパクト・プラス・ネットワーク型」の都市構造へ転換するとともに、「安心・安全」を基本に、社会が求める空間に対する価値観を踏まえ、デジタル技術やデータなどを活用しながら、大都市圏では得られない「活力」と「魅力」に満ちあふれた広島らしい都市の実現に向け取り組んでいるところであり、次のとおり提案する。

1 財政措置の充実・拡充等

- 〔①土砂災害特別警戒区域の逆線引きの推進、②空き家対策の強化、③安定した公営住宅の供給、④建築物の耐震化の促進、⑤再開発事業等の促進による拠点性の向上、⑥公園、緑地等のオープンスペースの充実、⑦立地適正化計画による都市機能の集約と居住誘導の促進〕
- 事業に必要な財政措置の確保及び補助対象メニューの拡充等を行うこと。

2 制度等の改定

- 〔①土砂災害特別警戒区域の逆線引きの推進、②空き家対策の強化〕
- 法の改正又は運用指針等への位置づけ、取組を推進すること。

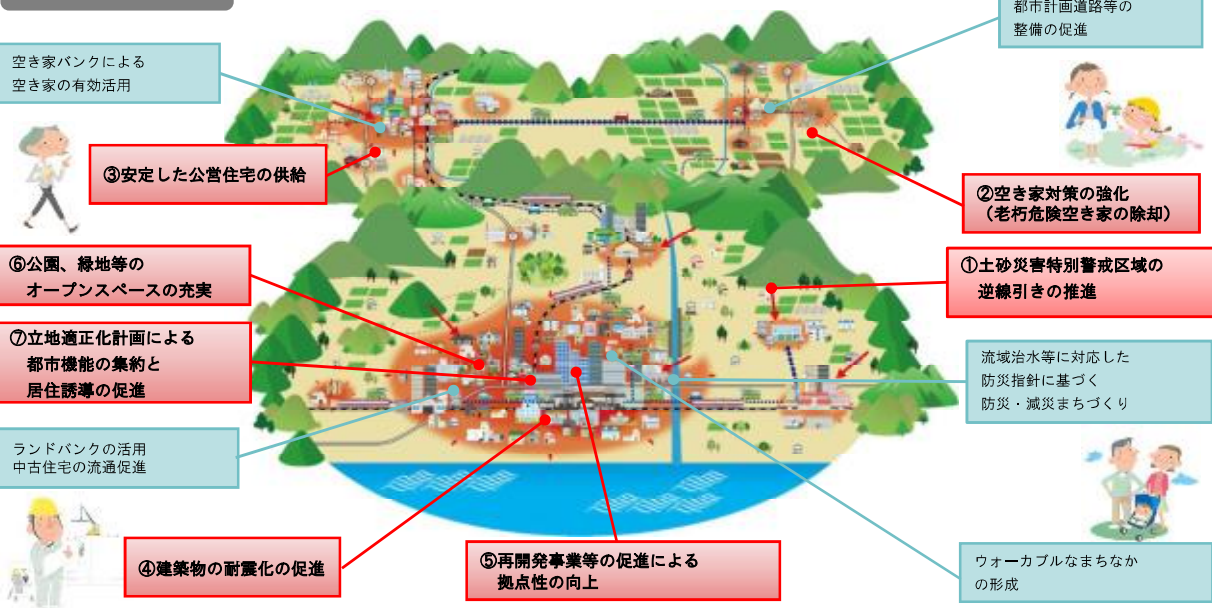
3 機運醸成・啓発等の強化

- 〔①土砂災害特別警戒区域の逆線引きの推進、④建築物の耐震化の促進〕
- 国民の行動を促すため、国においても啓発強化を図ること。

3 安心・安全な暮らしづくり (4) 持続可能なまちづくりの実現に向けた 良好な居住環境整備等の推進

国への提案事項

将来の都市像



国への提案事項

① 土砂災害特別警戒区域の逆線引きの推進

都市計画制度による土地利用規制が円滑に進む環境整備	○ 災害ハザードエリアに対し、逆線引きや地区計画等を活用した土地利用規制について、積極的に促すよう都市計画運用指針に位置付けるとともに、住民の認知度向上や機運醸成に取り組むこと。
逆線引きに係る手続きの円滑化への支援	○ 逆線引きの箇所が多数予定されるため、都市計画法上の大臣同意における協議・調整期間を短縮するなど、手続きを簡略化すること。
財政措置の拡充	○ 地権者等の調査、都市計画の図書作成等にかかる費用について、集約都市形成支援事業等の国の支援メニューの対象とすること。

② 空き家対策の強化

空家法の推進に係る事務の効率化・円滑化への支援	○ 空き家に係る固定資産税等の住宅用地特例の除外対象範囲について、空家法に基づく勧告以前の段階において除外する場合の仕組みや基準を明確化すること。 ○ 代執行に至る手続きのうち、特に多数の相続人がいる場合の所有者等の探索基準を明確化する規定を追加するなど、手続きの簡素化を図ること。
財政措置の拡充(国庫補助要件の緩和)	○ 代執行による空き家除却に係る国庫補助要件を緩和すること。
不動産関連情報の流通環境の整備における連携強化	○ 不動産流通市場の活性化に向けて、不動産関連情報の整備及び保有機関の連携強化を促進すること。

国への提案事項

③ 安定した公営住宅の供給

更新時期を迎えた公営住宅の長寿命化や建替えへの支援	○ 高度経済成長期に集中して建設された県営住宅の建替事業が計画的かつ着実に実施できるよう、公営住宅整備事業等に係る社会資本整備総合交付金を確保するとともに、既設公営住宅の除却に係る入居者の移転経費を交付対象とすること。 ○ 同じ公営住宅でも大都市より地方都市の方が家賃収入が少ないことを踏まえ、地域に応じた交付金の国費率を設定すること。(現状は全国一律45%)
---------------------------	---

④ 建築物の耐震化の促進

民間建築物等の耐震化	○ 多数の者の避難や救援・救護活動に関係する避難路沿道建築物などについて、財政措置(特別交付税の措置率の嵩上げ等)の拡充を図ること。
社会福祉施設等の耐震化	○ 多くの要配慮者が利用する障害児者関係施設や公立保育所等について、耐震化を促進できるよう財政措置の充実を図ること。
住宅の耐震化	○ 総合支援メニューの補助限度額等の拡充を図ること。 ○ 地震により倒壊する可能性の高い住宅の除却と災害リスクの低い地域への居住誘導など持続可能なまちづくりの促進のため、総合支援メニューの対象に除却及び非現地建替えを追加すること。 ○ 耐震改修等だけでなく、旧耐震住宅から新耐震住宅への住み替えに係る施策の充実を図ること。
国民への啓発強化	○ 耐震化に対する国民の行動を促すため、国においても啓発強化を図ること。

国への提案事項

⑤ 再開発事業等の促進による拠点性の向上

継続的な財政措置	○ 物価高騰の中、広島県の中核拠点性向上に資する紙屋町・八丁堀地区における都心の活性化に向けたリーディングプロジェクトである基町相生通地区第一種市街地再開発事業が本格化することから、着実に推進するために必要な財政措置を図ること。
----------	--

⑥ 公園、緑地等のオープンスペースの充実

継続的な財政措置	○ 集中的に更新時期を迎える施設の対策費用や利用者ニーズに応じた施設の充実化を図る費用等、都市公園等の施設整備のための予算を確保すること。
補助対象メニューの拡充	○ 都市公園等事業における公園施設改修や柔軟な利活用等に必要な整備に対して、補助対象メニューの拡充を図ること。 ○ 「公園施設長寿命化対策支援事業」等について、支援の一層の充実を図ること。

⑦ 立地適正化計画による都市機能の集約と居住誘導の促進

継続的な財政措置	○ 持続可能なまちづくりの実現に向けた居住誘導の取組を着実に実施するため、立地適正化計画に基づく都市機能誘導施設の整備等に係る都市再生整備計画関連事業(社会資本整備総合交付金及び都市構造再編集集中支援事業補助金など)に対し、必要な財政措置を図ること。
----------	---

【提案先省庁：総務省、財務省、厚生労働省、国土交通省】

① 土砂災害特別警戒区域の逆線引きの推進

現 状

[現状]

- 全国最多の土砂災害特別警戒区域 約4.5万か所
- 県内全域で約12万人が居住(推計)
- 上記のうち、市街化区域内に約5.7千か所
⇒都市のコンパクト化を進めながら、災害に強い都市構造に向けた逆線引き※の取組の推進が必要。

※都市計画上の市街化区域を市街化調整区域に変更すること

[目標]

- ・防災上危険が懸念される地域の居住人口
12万人(R2) ⇒ 10万人以下(R12)
- ・縁辺部の未利用地を令和6年度に1度目の逆線引き
- ・今後20年で段階的に逆線引きを完了。
- ・50年後に特別警戒区域内の居住者をゼロにする。

[国の取組]

- 都市再生特別措置法等の一部改正。
 - ・都市計画区域全域において、土砂災害特別警戒区域における自己の業務用施設の開発が原則禁止。
 - ・居住誘導区域内の防災対策を記載する防災指針が位置付けられた。
- 流域治水関連法案等により、災害ハザードエリアにおける、地区計画の記載の充実や許可制度の創設など、土地利用規制に係る法整備が進められている。

課 題

[環境整備に係る課題]

- 都市計画運用指針では、逆線引きを検討することが望ましいとの記載にとどまっており、一部の自治体で取り組まれているものの、全国的な取組となっていない。
- 逆線引きの必要性を全国的に住民が認知することにより、私権制限を受ける土地所有者が受忍しやすい環境整備が必要である。

[実務上の課題]

- 逆線引きの取組は、土地所有者等に対し、取組の必要性や生活への影響等を丁寧に説明しながら進めているが、所有者が特定できないことや取組内容が知られていないことなどにより、理解を得るのに時間を要している状況にある。
- 逆線引きの対象箇所が多いため、都市計画法上の手続きのための資料作成に膨大なリソースが必要となるとともに、手続きを円滑に進める必要がある。

② 空き家対策の強化

3 安心・安全な暮らしづくり
(4) 持続可能なまちづくりの実現に向けた
良好な居住環境整備等の推進

現 状

- 「広島県空き家対策対応指針」に基づき総合的な空き家対策を推進しており、空き家ポータルサイト「みんと。」などで空き家の利活用促進、空き家所有者・相続予定者の行動変容に向けた取組を強化している。
- 中古住宅の流通促進を図るため、「居住誘導及び中古住宅の需要拡大に向けた官民連携プロジェクト DIG:R HIROSHIMA」、「不動産関連情報の一元化・オープン化による市場活性化」に令和5年度から着手している。

空き家の現状	114,700戸※1	推 移	H15	H20	H25	H30	R5
			66,100戸	84,600戸	101,400戸	114,200戸	114,700戸

※1 住宅・土地統計調査(R5年10月1日現在)の集計結果のうち、賃貸用の空き家、売却用の空き家及び二次的住宅以外の人が住んでいない住宅戸数。

課 題

1 空き家対策の推進には、市町の事務負担を軽減するような事務の効率化・円滑化への支援が必要

- 空き家に係る固定資産税の住宅用地特例については、空家法に基づく勧告により除外される。勧告以前については、「居住の用に供するために必要な管理を怠っている場合等で今後人の居住の用に供される見込みがないと認められる場合」には、除外されるものとする^(※2)が、仕組みや基準が不明確なため、地方税法において明確化してほしいとの意見が出ている。

※2 「地方税法第三百四十九条の三の二の規定における住宅用地の認定について」等の一部改正について(平成27年5月26日付総務省令第42号)

- ガイドライン等において、調査すべき公的書類が例示されたものの、多数の相続人がいる場合の所有者の探索範囲や、建物と土地の所有者が異なる場合の助言・指導・勧告などの手続の対象範囲が明確に定められていないことから、代執行に至るまでに多大な労力と時間が必要となっている。

2 市町による行政措置の加速に向け、国庫補助活用時の事務負担の軽減が必要

- 代執行による空き家除却に対する国庫補助要件として、事前に除却費用の回収可否を明確にすることが必要であるが、代執行時点では、費用の回収可否や回収可能額の確定が困難である。市町による行政措置を加速するため、代執行による空き家除却に係る国庫補助要件緩和が必要である。

3 都市のスポンジ化の抑制に向けた住宅ストックの活用促進には、不動産関連情報の流通環境の整備が必要

- 居住誘導を推進するためには、市街地の郊外拡散と都市のスポンジ化の抑制に向けた「住宅ストックの活用」が重要であることから、本県では、不動産流通に必要な情報の取得の円滑化及び非対称性の解消に向けて、データ連携基盤(DoboX)において不動産関連情報の一元化・オープン化を進めているところである。情報流通環境の一層の充実を図るためには、国や民間企業など関係機関におけるサービス等(不動産情報ライブリ、不動産ID、住宅修繕履歴など)との連携強化が必要である。

③ 安定した公営住宅の供給

3 安心・安全な暮らしづくり
(4) 持続可能なまちづくりの実現に向けた
良好な居住環境整備等の推進

広島県では、「誰もが暮らしやすい住環境の実現」を基本理念とした「県営住宅再編5箇年計画(第3次)」(計画期間:令和3~7年度)を策定し、県営住宅の長期的な安定供給を図るための取組を進めている。

現状／広島県の取組

[現状]

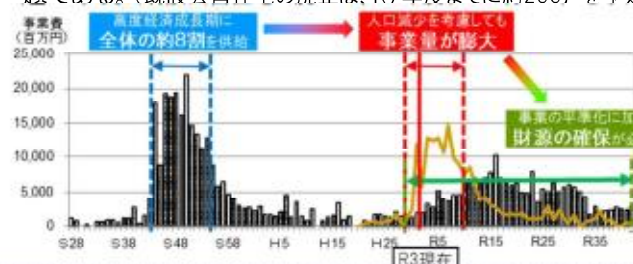
- 昭和40~50年代に建設された県営住宅が約80パーセントを占め、一斉に更新時期を迎えている。

[広島県の取組]

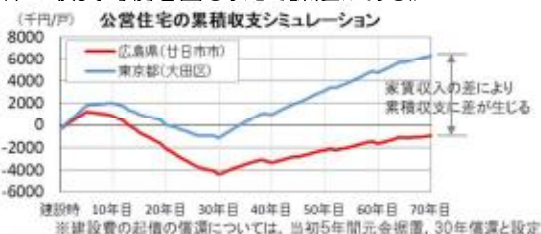
- 人口・世帯数の減少も踏まえ、県営住宅の総量の中長期的に削減しつつ、地域ごとの需要を考慮した建替統廃合を積極的に進めるなど、効率的な供給に取り組むこととしている。
- 長寿命化等により建替時期を分散化させ、事業量の平準化を図ることとし、長期の収支シミュレーションに、将来の収支見込を立てたうえで建替計画を策定・実施している。

課 題

- 極力事業量を平準化した場合でも、ピーク時の事業費は令和3年度予算の2~3倍となる見込であり、事業の着実な実施には、公営住宅整備事業等に係る交付金の確保が課題である。(既設公営住宅の廃止は、R7年度までに約200戸を予定)



- また、大都市と地方都市で公営住宅の整備や維持保全に係る事業費に差がない一方で、公営住宅法で定められた家賃額には差が生じるため、特に地方においては、更新時期が集中する中で事業全体の収支均衡を図るうえで課題がある。

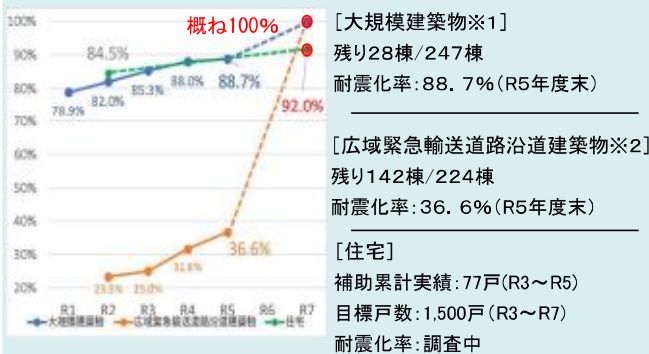


④ 建築物の耐震化の促進

現 状

- 「広島県耐震改修促進計画(第3期計画)」に基づき、耐震診断義務付け建築物及び住宅の耐震化に係る所有者の支援に重点的に取り組んでいる。
- 耐震診断義務付け建築物の耐震化率は、令和7年度までに概ね100%を目標とし、補助制度の普及により着実に向上しているが、目標の達成は厳しい状況。
- 住宅の耐震化率は、令和7年度までに92%を目標とし、補助制度の普及に取り組んでいるが申請件数が伸び悩んでいる。

広島県の耐震化の状況



※1 不特定多数の者が利用する建築物(病院、店舗等)及び避難弱者が利用する建築物(学校、老人ホーム等)のうち一定規模以上のもの。
 ※2 広島県緊急輸送道路ネットワーク計画(平成25年6月)に定める広域緊急輸送道路のうち、大規模地震時に通行を確保すべきとして、広島県耐震改修促進計画(第2期計画平成28年3月)で指定された道路の沿道の建築物

3 安心・安全な暮らしづくり

(4)持続可能なまちづくりの実現に向けた良好な居住環境整備等の推進

課 題

[耐震診断義務付け建築物]

- 補助を活用してもなお、所有者の自己負担が大きいことや、耐震改修等の工事が賃貸事業者等の営業活動に支障となることを要因として、耐震化に前向きな所有者が少ない。

[住宅]

- 多くの所有者が高齢者であるため、補助を活用してもなお、所有者の自己負担が大きいことや、住宅の今後の持続性を踏まえると、耐震化に前向きな意向を示す所有者は少ない。
- 除却・非現地建替えの補助率等が耐震改修・建替えに比べて低く、除却が促進されない。

(参考)補助率等の比較

- ・耐震改修・建替え(総合支援メニュー)
補助率80%・最大100万円
- ・除却・非現地建替え
補助率23%・最大83.8万円

- 旧耐震基準の住宅は膨大にあるため、耐震改修や建替えの促進施策だけでなく、旧耐震住宅から新耐震住宅への住み替え促進の施策([参考]かけ地近接等危険住宅移転事業)が、目標の達成には必要。

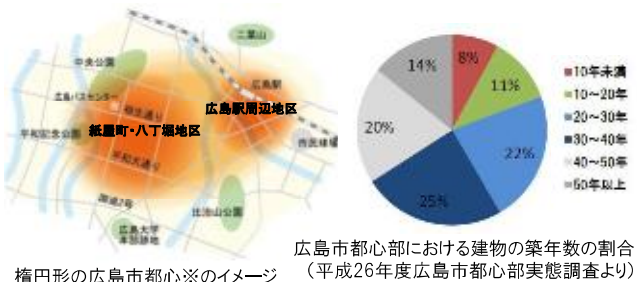
⑤ 再開発事業等の促進による拠点性の向上

現 状

- [現状]
- 本県では、都市の拠点性の向上に資する観点から市街地再開発事業を支援しており、過去約20年間で、8地区の再開発事業に対し、補助金を交付している。
 - 広島市都心部においては、数多くの建物が更新時期を迎えており、立地に見合う土地の高度利用が図られていないため、都市の活力・魅力が不足している。

[広島県の取組]

- 平成29年に広島市とともに「ひろしま都心活性化プラン」を策定し、都心の活性化に向けた取組を進めている。
- 紙屋町・八丁堀地区の活性化に向けたリーディングプロジェクトとして、基町相生通地区第一種市街地再開発事業を広島市とともに促進している。



※広島駅周辺地区と紙屋町・八丁堀地区を都心の東西の核と位置付け、都市機能の集積・強化を図ることにより、相互に刺激し高め合う「楕円形の都心づくり」を推進。

3 安心・安全な暮らしづくり

(4)持続可能なまちづくりの実現に向けた良好な居住環境整備等の推進

課 題

[継続的な財政措置が必要]

- 基町相生通地区第一種市街地再開発事業(事業期間:R4~R11、総事業費:約580億円)は、物価高騰の中、令和6年度から建築工事に着手し、事業が本格化していることから、着実に推進するためには令和7年度以降に多額の事業費が必要。

(事業の必要性)

当事業は、広島バスセンター等の交通広域結節点に近接しており、世界に通用するラグジュアリーホテルや高規格オフィス等の魅力ある都市機能を導入し、広島商工会議所の移転先となる等、地域経済の活性化を先導する事業であり、県の中核拠点性向上に寄与する。(完成イメージ)



高層棟



高層棟低層部

⑥ 公園、緑地等のオープンスペースの充実

3 安心・安全な暮らしづくり
(4) 持続可能なまちづくりの実現に向けた
良好な居住環境整備等の推進

広島県では、将来にわたって愛され続ける公園を目指し、「ひろしま公園活性化プラン」(計画期間: 令和4～12年度)を策定し、県立都市公園における利用者ニーズに応じた施設の充実化の取組を進めている。

現状／広島県の取組

[現状]

- 開園から長期間が経過し、大規模な老朽化対策を必要とする公園が急増しており、安心・安全な公園利用のための施設の更新が急務となっている。
- 公園の利用者数はコロナ禍から回復傾向にあり、各種団体、利用者からの大会やイベントの開催を希望する声や住民の身近な公園に対する遊具更新の要望等、多様化するニーズに対応する必要がある。

[広島県の取組]

- 長寿命化計画に施設毎の重要度を加味した公園修繕方針を作成し、施設毎に優先順位を付けて計画的に老朽化対策に取り組むこととしている。
- 公園を取り巻く社会情勢の変化への柔軟な対応や利用者ニーズに応じた施設の更新・充実化に取組み、県民の健康・スポーツなどの夢や希望への挑戦を後押しし、将来にわたって愛され続ける公園を目指している。

課題

- 計画的な老朽化対策の着実な実施には、都市公園事業に係る交付金などの持続的な予算確保が必要。
また、利用者の満足度向上に向け、利用者ニーズに応じた施設の充実化への更なる予算措置が必要。
- 都市公園等事業においては、老朽化対策で交付対象とならない事業メニュー(防水対策、既存施設と異なる種別への更新など)があるとともに、交付要件(事業費、公園面積等)も小規模な公園を管理する自治体には厳しいものとなっている。また、老朽化対策以外の事業(認定競技場として運営するための更新、環境負荷軽減を図るためのLED灯への改修など)については交付対象とならないなど、地方公共団体等の負担が大きい。

○ 公認を維持するためのトラック更新

○ 防水対策(例: プール防水塗装)

【交付対象とならない事例】



○ 環境負荷軽減を図るためのLED灯への改修



○ 異なる種別への施設更新(例: 大型遊具 → スケートボード場)



⑦ 立地適正化計画による都市機能の集約と居住誘導の促進

3 安心・安全な暮らしづくり
(4) 持続可能なまちづくりの実現に向けた
良好な居住環境整備等の推進

現状

[現状]

- 本県では、急激な人口減少・超高齢化社会を迎え、都市の中心部では、空き地や空き家がランダムに発生する都市のスポンジ化が進んでおり、郊外では拡散した低密度な市街地が形成されるなど、行政及び生活サービス水準の低下や公共交通ネットワークの縮小などが懸念されている。

[広島県の取組]

- このため、地域特性や規模に応じた拠点ごとに必要な都市機能の集約や、拠点間が最適な公共交通ネットワーク等で結ばれた、「持続可能な集約型都市構造」の形成に向け、県内市町と連携して取り組んでいる。
- 特に、「盛土規正法の運用」や「市街化区域内の土砂災害特別警戒区域を市街化調整区域に編入する取組」など、全国に先駆けた取組も実施しているところ。
- 県内市町においても、都市計画区域を有する全市町で立地適正化計画の策定に向けた検討が開始されるなど、全国有数の「コンパクト・プラス・ネットワーク」先進県となっている。

立地適正化計画作成状況	市町数(全20市町) R6.12末時点(予定)
策定・公表済	15市町
作成中・作成予定	5市町

課題

[継続的な財政措置が必要]

- 市町においては立地適正化計画で位置付けた都市機能誘導施設の整備等による居住誘導の取組を、都市再生整備計画関連事業として重点事業に位置付け実施しているところであるが、多額の事業費が必要。
- 一方、都市再生整備計画関連事業は、全国的な事業量の増加により、国費確保が難しい状況であり、各市町においては単独費の充当や事業スケジュールの調整を余儀なくされている状況。
- 計画的な整備による居住誘導の実現に向け、安定的な予算総額の確保と、重点的な予算配分が必要。

県内実施事業(R7概要要望箇所)

・福山駅周辺地区(2期) ・神辺駅周辺地区 ・呉駅周辺地区 ・安芸川尻駅周辺地区 ・府中地区 ・西高屋駅周辺地区 ・西条駅周辺地区 ・八本松駅周辺地区 ・大竹地区 ・玖波地区	・三原一エリア・三原内港周辺地区 ・本郷駅周辺(2期)・東本通地区 ・竹原中心市街地地区(2期) ・廿日市市地域医療拠点等整備地区(2期) ・新機能都市開発事業地区 ・未来物流産業団地造成事業地区 ・庄原地区 ・広島都心地区(2期)
--	---

合計 18地区

3 安心・安全な暮らしづくり

(5) 海洋プラスチックごみ対策の推進

国への提案事項

1 自治体と企業等との連携によるプラスチック対策への財政支援措置

- 本県では、幅広い企業や団体等が一体となって海洋プラスチックごみ対策に取り組む「GREEN SEA 瀬戸内ひろしま・プラットフォーム」を設立(R3.6)し、企業等と連携した代替素材商品の普及促進やプラスチックの資源循環に係る取組等を行っており、これらの取組は、海洋プラスチックごみの削減とともに、カーボンニュートラルや循環経済の実現に資するものであることから、関連予算等において、国庫補助制度を創設する等、地方自治体に対する財政的支援措置を講じること。

2 環境中プラスチックの実態解明及び情報の共有化

- マイクロプラスチックを含む、環境中での挙動等、実態が十分に解明されていないことから、効果的な流出防止・発生抑制対策を進めるため、国において実態解明を進めるとともに、得られた知見を収集し、各自治体等へ広く情報を共有すること。

3 漁業系プラスチックごみ削減に向けた取組の拡大

- 漁業系プラスチックごみの削減は全国的な課題であることから、環境に影響が少ない資材への転換や効率的な回収システムの構築、リサイクル技術の開発に取り組むとともに、発泡スチロールフロートを原料とする燃料ペレットの燃焼施設導入に係る財政的支援措置を講じること。

【提案先省庁：農林水産省、水産庁、経済産業省、環境省】

3 安心・安全な暮らしづくり (5) 海洋プラスチックごみ対策の推進

現状／広島県の取組

- 県では、2050年までに瀬戸内海に新たに流出するプラスチックごみゼロを目指し、多様な事業者等と連携し、「GREEN SEA 瀬戸内ひろしま・プラットフォーム」を設立し、プラスチックの使用量削減や流出防止などの取組を進めている。
- R5年度には、瀬戸プラネットやサーキュラーパートナーズが発足し、プラスチック汚染に関する国際条約交渉が進むなど、世界や国の動きとも連動しながら、更なる推進を図る必要がある。
- R4年度からマイクロプラスチックの実態調査を海域・河川・下水処理場(放流水)において実施している。また、R5年度からはより微細なマイクロプラスチックの広島大学との共同研究にも取り組んでいる。
- かき養殖に用いるパイプは生分解性の素材開発が進められ、発泡フロートについても樹脂コーティングによる長寿命化や、個体管理の取組などが始まっている。
- かき養殖資材の流出対策については、全ての生産者が処理計画を作成し、作業場でのパイプ回収や、使用・保管中の発泡フロートの固定など流出防止に取り組んでいる。

課題

- 「プラスチック資源循環促進法」(R4.4施行)や「成長志向型の資源自律経済戦略」(R5.3策定)等に基づき、海洋プラスチック削減及びカーボンニュートラルに資する代替素材商品の普及促進やプラスチックの資源循環に係る自治体と企業等との連携した取組の一層の推進が必要であるが、自治体への支援や、自治体を核とする施策に充当される財政支援は、一部にとどまっている。
- マイクロプラスチックについて、環境に与える影響や科学的知見の整備・共有などが十分ではなく、定量的な知見が少ないため、効果的な流出防止・発生抑制対策の検討ができていない。
- パイプについては、養殖作業の過程で回収し、流出防止に取り組んでいるが、台風などの自然災害や過失による流出など取り残しがあり、流出ゼロに至っていない。
また、不要になった発泡フロートについては、民間の支援を受け、燃料ペレット化までの施設整備は行われるが、ペレットを燃焼させるボイラー設置など初期投資に大きな負担がかかることから、普及が進みにくい。

3 安心・安全な暮らしづくり

(6)有機フッ素化合物対策の推進

国への提案事項

1 米軍川上弾薬庫周辺住民の安心・安全のための取組の推進

- 川上弾薬庫に関して、泡消火薬剤の保有及び使用の履歴(時期・場所・量・漏出の有無等)についての詳細な調査と公表、水質・土壌調査の実施(特にヘリパッド周辺)と数値の公表、原因が弾薬庫内にあると考えられる場合の対応方針の公表など、必要な対応の実施及びその公表を米軍へ働き掛けること。

2 その他の住民の安心・安全のための取組の推進

- PFOS等の毒性、健康影響等に関する情報の提供と検出された地域における実態調査を実施すること。
- PFOS等の農作物等への影響評価の知見を速やかに公表し、遅滞なく対策を検討すること。

3 PFOS等への対策実施に係る具体的方法の策定

- PFOS等の発生源特定調査・汚染除去等の対策に係る具体的な方法を提示すること。

4 PFOS等に係る自治体の各種取組に対する財政的支援

- 発生源特定のための広範囲の調査費や住民の井戸水から水道への切り替えに要する資金等、自治体の各種取組に対する財政措置を講じること。

【提案先省庁：総務省、農林水産省、国土交通省、環境省、防衛省】

3 安心・安全な暮らしづくり (6)有機フッ素化合物対策の推進

現状／広島県の取組

- 本年9月6日に、防衛省から、過去、主に川上弾薬庫内北東部のヘリパッド周辺において、PFOSを含む泡消火薬剤を使用した訓練等が行われていた、と回答があった。この事実は、これまでの調査で確認した弾薬庫内北東部の敷地から流れ出る水から高濃度のPFOS等が検出された事実と矛盾するものではなく、敷地内における環境調査の必要性がさらに高まっている。
- 暫定指針値を著しく超過している地下水について、生活用水として使用することについての不安の声があるが、知見がなく、説明に窮している。
- 自治体と連携して地域住民の健康不安に寄り添えるよう、健康相談等に取り組んでいるが、健康不安は解消されていない。
- 農作物に対する影響や対策が明らかでないことから、市等に対して適切な助言ができない。
- 自治体が高濃度検出地域を中心とした広範囲の継続調査や住民の井戸水から水道への切り替えの資金面などでの支援をしている。

課 題

- 防衛省からの回答は、これまで求めてきた内容の一部にとどまっており、川上弾薬庫の詳細な情報等について、未だ明らかになっていない部分があり、原因が特定できていない。
- 環境中からの除去等の方法が確立されておらず、対策に多大な費用を要する、又は、長年に渡って県民生活に影響が出る。
- 簡便な検査方法が確立されておらず、環境調査に多大な費用と時間を要する。
- 健康影響に関する科学的知見が集積されていない。
- 飲用利用以外の曝露防止についての基準がなく、農作物などに対する影響や対策が明らかでない。
- 事案発生自治体においては、対応に想定外の費用が必要となっているにもかかわらず、財政的な支援がない。

3 安心・安全な暮らしづくり

(7) 米軍機による低空飛行訓練の中止等

国への提案事項

米軍機の低空飛行や騒音被害などにより、県民の平穏な日常生活に影響が生じている現状は容認できないため、訓練空域や飛行ルート下での対策強化を含め、次の措置を講じるよう強く要請する。

1 米軍機による低空飛行訓練の中止

- 県民が生活する地域で低空飛行訓練が行われないよう具体的に措置すること。
- 地域行事への配慮等、県民生活への影響を回避する実効性のある取組を講じること。
- 国の責任において、関係自治体及び住民へ、事前に飛行ルートなどの情報を提供すること。

2 騒音被害の実態把握及び必要な対策の実施

- 騒音測定器及びカメラの増設や、市町が設置している騒音測定器の国設置への切替など、国の責任において、騒音被害の実態把握を進めること。また、測定結果を早期に提供すること。
- 学校等の防音対策など、騒音被害解消に向けた必要な措置を講じること。
- 住宅防音工事区域の第1種区域に係る指定値を、62dBから航空機騒音の環境基準の57dBに改めること。
- 空母艦載機着陸訓練(FCLP)を岩国基地で実施しないこと。また、硫黄島の代替施設として岩国基地を指定しないこと。
- 空母着艦資格取得訓練(CQ)については、訓練期間中に岩国基地に帰投しない方法で実施すること。
- 岩国基地滑走路の運用時間(6:30～23:00)を厳守すること。

3 自治体への財政措置の拡充

- 訓練空域等を有する自治体が騒音被害対策などを行うための新たな財政措置を講じること。

〔新たな財政措置の方法例〕～ 防衛施設周辺生活環境整備法施行令第の見直し(拡充・緩和)

- ・米軍機の訓練空域等を防衛施設とみなした、空域下の県・市町への交付金の創設
- ・学校等の防音対策基準の見直し

3 安心・安全な暮らしづくり

(7) 米軍機による低空飛行訓練の中止等

国への提案事項

4 航空機の安全対策の徹底

- 米軍航空機の安全に係る抜本的な対策を早急に検討し実施すること。
- 米軍機事故が発生した際は、事故原因の早期究明・実効性ある再発防止策を米側に求めるとともに、国の責任において十分な説明を行うこと。
- 米軍人等の教育訓練の徹底と綱紀粛正を米側に申し入れること。

【提案先省庁：外務省、防衛省】

現状・課題

- 岩国基地への空母艦載機(約60機)の移駐(H30.3完了)により、騒音被害が拡大。基地周辺だけではなく、訓練空域等においても増大。

・航空機騒音(70dB以上(掃除機、騒々しい街頭))の発生状況

			平成29年度	令和5年度	増加回数(倍率)
県内設置(6地点合計)			3,872回	9,956回	6,084回(2.6倍)
(主な地点)	岩国飛行場周辺	大竹市阿多田島	2,322回	4,740回	2,418回(2.0倍)
	訓練空域下	北広島町西八幡原	697回	1,037回	340回(1.5倍)

- しかしながら、国の騒音被害対策は、基地近辺の騒音にしか対応していないため、現在の交付金の要件では、基地から離れた訓練空域を有する自治体は対象外。

【米空母艦載機部隊配備特別交付金】〔対象市町村〕：施設所在地と、隣接市町村

【再編関連特別地域整備事業補助】〔対象都道府県〕：施設所在地

【特定防衛施設周辺整備調整交付金】〔対象市町村〕：特定防衛施設所在地

➡ 訓練空域、飛行ルート下の自治体でも被害対策が実施できるよう改正が必要。

- オスプレイに関し、訓練に係る飛行高度の引き下げや、令和5年11月の屋久島沖での墜落事故、岩国基地への配備等を受け、県民から不安の声が寄せられている。

【令和5年6月 日米合同委員会合意】

沖縄県を除く日本国内の山岳地帯において、安全を確保し、かつ地域住民の生活環境への影響を最大限に回避した上で、200フィート(約60m)までの高度で飛行訓練を実施する。(従前は500フィート以上の高度で飛行)

3 安心・安全な暮らしづくり

(8) 高病原性鳥インフルエンザ対策

国への提案事項

1 発生予防

- 年によって鳥インフルエンザの発生状況が異なることや、ワクチンが使用されている国もあることを踏まえ、世界の最先端の対策を収集し、より効果的な発生予防対策を示すこと。

2 迅速な防疫措置

- 鳥インフルエンザの連続発生が懸念される中、防疫措置を迅速に終了できるよう、養鶏業者のみならず国においても埋却地を確保するとともに、焼却処分についても国から市町の焼却施設や火力発電所などに対し協力を依頼するなど、国の主導による体制整備を進めること。

3 財政支援

- 鳥インフルエンザの連続発生など大規模に発生した場合には、農地等災害復旧事業における激甚指定時のように補助率を高める(96～98%)など都道府県への支援の拡充を検討すること。
- 発生及び移動制限を受けた農場と取引のある関連事業者(運送業や卵選別包装施設など)における損失補填の財政措置を講じること。

【提案先省庁：財務省、農林水産省】

3 安心・安全な暮らしづくり

(8) 高病原性鳥インフルエンザ対策

課 題

現状/広島県の取組

【1 発生予防】

- 毎年度100羽以上を飼養する養鶏農場への立入を行い、飼養衛生管理基準の遵守指導を実施。
- 外国人従業員向けに6言語の「飼養衛生管理の基本行動」を学ぶ動画を作成し、研修会を開催するとともにホームページで公開。

【2 迅速な防疫措置】

- 連続発生時など県の職員のみでは対応が困難となることを想定し、市町や民間事業者から協力を得る協定を締結。
- 防疫措置の早期完了を目指し、殺処分鶏の埋却予定地について事前に現地調査を実施。

【3 財政支援】

- 令和4年度には、まん延防止対策及び畜産経営体の損失補てんに、3,640百万円(国:1,725百万円、県:1,915百万円)を予算措置。
- ≪補助対象外(県10/10)≫
中継基地運営費、家畜防疫員以外の旅費、暖房器具賃借料及び燃料費等

【1 発生予防】

- 高病原性鳥インフルエンザが発生した農場における様々な感染経路があると考えられることから、科学的根拠に基づく原因究明や有効な対策を確立し、発生予防対策の強化を図ることが重要である。
- ワクチンを使用している国の使用状況やその有効性、また、その他の国のワクチン使用に対する検討状況を踏まえ、日本におけるワクチン使用に対する考え方を継続して検討する必要がある。

【2 迅速な防疫措置】

- 過去に鳥インフルエンザが発生した農場では、新たな埋却場所の確保が困難である。
- 海外においては火力発電所において焼却処分をしている事例があり、あらゆる焼却処分の方法を検討する必要がある。

【3 財政支援】

- 家畜伝染病が大規模に発生した場合、現在の補助率や補助対象品目では、都道府県における財政負担が重い。
- 高病原性鳥インフルエンザの発生により、大型養鶏場は経済に与える影響が大きい。さらに、発生及び移動制限を受けた農場と取引のある関連事業者は、経営への影響が大きい。

4 社会資本整備の推進

(1) 公共事業予算の安定的・持続的な総額確保、社会資本の整備と適切な維持管理の推進強化

国への提案事項

- 社会基盤整備や農林水産基盤整備、並びに既存インフラの適切な維持管理を推進するため、直轄事業、社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金や補助事業をはじめとする、公共事業予算の総額を物価高騰等への対応を含め安定的かつ持続的に確保すること。
- 特に、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」については、地方の要望を十分反映し、これまでを上回る予算を確保するとともに、必要な事業規模と期間を盛り込んだ国土強靱化実施中期計画の策定を令和6年度内の早期に完了し、5か年加速化対策後も、物価高騰等を踏まえつつ、必要な予算・財源を継続的かつ安定的に別枠で確保すること。
- 加えて、令和6年度末に期限を迎える緊急浚渫推進事業債及び令和7年度末に期限を迎える緊急自然災害防止対策事業債の期限を延長するとともに要件を緩和するなど、地方単独事業による防災インフラ整備に対する財政措置の拡充を図ること。
- また、老朽化するインフラの増加など、様々な課題が顕在化するなかで、インフラ老朽化対策を確実に推進するため、補助及び交付金制度の要件緩和など地方へ確実な財政措置を行うとともに、施設点検等の更なる効率化や診断技術等の高度化など、生産性向上に向けた取組を推進すること。

【提案先省庁：内閣府、総務省、財務省、農林水産省、国土交通省】

4 社会資本整備の推進

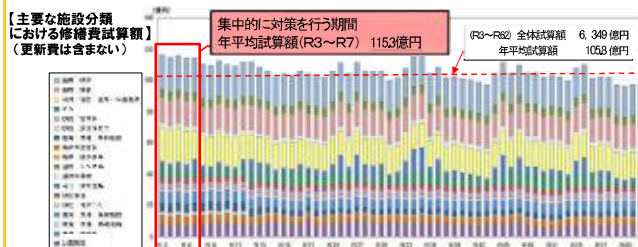
(1) 公共事業予算の安定的・持続的な総額確保、社会資本の整備と適切な維持管理の推進強化

現状／施策の背景・経緯

- 本県では、社会資本マネジメントの基本方針を定めた「社会資本未来プラン」を策定し、優先順位を踏まえながら、効果的・効率的な社会資本整備を推進している。
- これまで大規模な災害を幾度となく経験してきた本県においては、国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を最大限活用し、防災・減災対策の加速を図っているが、対策が必要な箇所は未だ多く、治水・土砂災害対策や道路法面对策などの事前防災を着実に推進する必要がある。
- また、今後、老朽化するインフラは増加する見込みであり、さらに維持管理に携わる官民の技術者などの担い手不足も顕在化している。
- このような中、平時から災害時に至るまで既存インフラの機能を十分に発揮させるため、今後の修繕費や施設毎の維持管理水準等を示したうえで、インフラ老朽化対策を推進するとともに、インフラの長寿命化やインフラ整備等の効率化・高度化に資する革新技術等の開発促進や利活用によるコスト縮減、省人化・省力化及びカーボンニュートラル等に取り組んでいる。

課題

- 将来にわたって社会経済活動を支えるため、社会資本整備を着実に推進するとともに、デジタル技術の活用等により、維持管理の更なる効率化・高度化を図るなど、効果的・効率的なインフラマネジメントを推進していくためには、公共事業予算の安定的・持続的な確保が不可欠である。
- 特に、激甚化・頻発化する気象災害に適切に対応し、インフラ老朽化対策を含めた県土の強靱化を図るためには、5か年加速化対策完了後も、必要な予算・財源を計画的かつ安定的に別枠で確保するなどの財源措置が不可欠である。
- また、厳しい財政状況の中、県土を保全するために必要な地方単独事業を効果的かつ持続的に実施していくためには、時限措置となっている地方債の期間延長や要件緩和など、確実な財政措置等が不可欠である。



4 社会資本整備の推進

(2) 建設分野のDXの推進

国への提案事項

○ 建設分野におけるDXの推進に係る財政措置及び技術的支援

建設分野のあらゆる段階において、デジタル技術を最大限に活用し、官民が連携してインフラ(公共土木施設等)をより効果的・効率的にマネジメント(管理・運営)することにより、新たなサービス・付加価値の創出や県民の安全性・利便性の向上、建設分野の生産性向上などを実現するため、安定的・持続的な財政措置、技術的支援を図ること。

特に次の取組について、重点的に配慮すること。

- ・ データ連携基盤を核とした多様なサービスを展開するため、データ連携基盤の機能拡張や、3次元点群データなど利用ニーズの高いデータを関係者が連携して定期的に更新できる仕組みの構築
- ・ 道路法面の崩落予測や洪水予測の高度化などリスク情報の提供、センサーデータの蓄積・分析による予測保全の導入など、段階的に技術を構築する取組
- ・ 中国インフラDXセンターの活用など国・県・市町職員、建設事業者の全ての関係者がデジタルリテラシーの向上に取り組める体制の整備

【提案先省庁:総務省、財務省、国土交通省】

4 社会資本整備の推進 (2) 建設分野のDXの推進

現状／広島県の取組

- 国は、令和5年8月に「インフラ分野のDXアクションプラン2」を策定し、「インフラの作り方の変革」など3つの観点で組織横断的に一層のインフラ分野のDXを推進しており、ICTやCIM活用による建設現場の生産性向上の加速、除雪現場の生産性・安全性の向上、国土交通データプラットフォームをハブにしたデジタルツイン化などに取り組んでいる。
- 本県では、令和3年3月に建設分野のDX施策をとりまとめた「広島デジフラ構想」を策定し、目指す姿を実現するため様々な取組を推進している。
- 具体的には、データ連携基盤(DoboX)を令和4年6月に運用開始し、研究、防災分野などに幅広く利用※されているほか、除雪作業の支援技術や、河川の越水等のリスクを示す水害リスクラインの導入など、これらの課題解決を図る技術実装等に取り組んでいる。
※運用開始から2年で約15万データ/月が大学・民間等で利用
- これらに加え、県・市町職員を対象とした各種研修、さらには経験の少ない建設事業者を対象とした講習会や現場見学会など、人材育成にも積極的に取り組んでいる。

課 題

- データ連携基盤構築後も持続可能なサービスが提供できるよう、機能改善を行うとともに、利用ニーズの高いデータを提供する必要がある。特に、3次元点群データは、国、県、市町が各自で取得しており、それぞれが連携して継続的にデータを取得する仕組みが必要。
- 激甚化・頻発化する自然災害から被害を防止又は軽減させるためには、デジタル技術やデータを活用し、災害リスク情報等の的確な発信など、ソフト対策をさらに充実・強化することが必要。
- デジタル技術を活用した新技術の構築・実装には、より機動的に柔軟な見直しを加えながら、課題解決を図っていく必要があることから、開発・実装・改善を繰り返し、段階的に取り組むものについても支援が必要。
- これらを下支えする取組として、建設事業者や市町職員など、県職員のみならず全ての関係者のデジタルリテラシーの向上と習熟度に応じた人材育成の更なる充実・強化が必要。